

## 中教審・大学分科会「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況（2） ～大学の教育情報の積極的な公表について～

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室長 榎本 剛

本誌九月号では、昨年九月以来の大学分科会の審議の全体像を素描してみた。すなわち「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問には、三つの審議事項が示されている。その三本柱を起点として、教育の質保証、グローバル化の対応、大学の量的規模など、様々な検討課題が生まれている。

今回は、それらのうち、現在審議が進んでいる「大学の教育情報の積極的な公表」を紹介する。まず、現行制度の概要を述べ、次の現状の課題と基本的な考え方を整理する。その上で、考えられる支援策を述べ、最期に、関連するテーマとして、財務・経営の情報公開の検討課題を列挙する。

### 一 現行制度

大学の教育情報の公表については、学校教育法第一一三条と大学設置基準第二条が包括的に規定している。加えて、大学が個別の活動を実施することを課す際に、その活動の状況や結果の公表を定める規定が存在する（注1）。

#### （1）教育研究活動の公表（学校教育法第一一三条）と情報の積極的な提供（大学設置基準第二条）

学校教育法と大学設置基準は、大学の教育研究活動等の状況の公表義務を一般的に規定している。

平成一七年の文部科学省通知は、公表が求められる項目を例示

している。また、平成一七年の「我が国の高等教育の将来像（答申）」は、大学として公表が求められる情報の内容を提言している。

#### ○学校教育法

第一一三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

#### ○大学設置基準

第二条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができるところによつて、積極的に情報を提供するものとする。

#### ①平成一七年の通知で例示されている事項

- ・ 大学の設置趣旨・特色
- ・ 開設科目のシラバス等の教育内容・方法
- ・ 教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報
- ・ 評価結果等に関する情報
- ・ 学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報
- ②その他、平成一七年の「将来像答申」で提言されている事項
- ・ 大学が、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命

・社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書  
・学則等の基本的な情報

### (2) 人材養成目的の公表 (大学設置基準第二条の二)

大学が、学位を付与するための教育課程(学位プログラム)を行う存在として、その人材養成目的を明確にし、その内容を公表することを制度化している(大学院は平成一九年度、大学全体は平成二〇年度から)。

#### ○大学設置基準

第二条の二 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

### (3) 授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準の明示 (大学設置基準第五条の二)

大学が、学生に対し、授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準をあらかじめ明示することを制度化している(大学院は平成一九年度、大学全体は平成二〇年度から)。これは、社会全体への公表ではなく、大学教育の対象である学生への明示である。

#### ○大学設置基準

第二五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする  
二 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

### (4) 自己点検・評価の結果の公表 (学校教育法第一〇九条)

自主的・自律的な存在である各大学は、その教育研究等の状況について自ら検証していくことが求められる。平成三年に、自己点検・評価の実施に努めることが規定される。平成一年には、自己点検・評価を実施することと、結果を公表することが義務化されている。

平成一〇年の大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」は、結果の公表に当たつての工夫を提言している。

#### ○学校教育法

第一〇九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

#### 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」の提言

○各大学においては、実際に評価を行う際に、国公立の別や専門分野の別、新設、既設の別等の実情に応じ、教員組織、施設・設備、管理運営・財政、自己評価体制、国際交流や社会との連携等、各大学等の判断により適切な項目が設定されることが望ましい。

もちろん、自己点検・評価は、不断に行われるべきであるが、教育研究活動に関する総合的な点検・評価の実施は、学問の進展や社会の変化に対応しつつ、充実した内容とするため、少なくとも四年に一回は実施することが適当である。

また、自己点検・評価の実施組織の単位については、「(全学)及び専門分野での教育研究上の基本的な組織である「学部」

(必要に応じて大学院研究科)を単位とすることが適当である。

○自己点検・評価の結果の公表については、分厚い報告書を作成しても、学内の関係者以外には読まれていないとの厳しい指摘もある。各大学が教育研究活動の改善に取り組んでいる状況を学生や国民に対して分かりやすく示すために、自己点検・評価報告書の概要を要約した資料を作成して広く提供するなど、工夫することが望ましい。

## 二 課題

大学の教育情報の公表に関しては、右記の通り、制度が整えられてきたが、次のような課題が指摘できる(注2)。

第一に、大学教育を担う主体として説明責任を果たすため、教育情報の公表を一層促進していく必要がある。その際大学の多面的な教育活動に関する情報についても、積極的な発信を行うことが望ましい。

第二に、公表される教育情報を受け手に分かりやすいものとする必要がある。現在は、公表されている情報のフォーマットが大学により多様であり、わかりやすさという点で工夫の余地がある。関連して、各大学が公表している教育情報を、大学間で比較できる枠組みが必要である。

第三に、既に、公表が義務となっている情報でありながら、それが履行されていない大学がないようにする必要がある。例えば、自己点検・評価を実施している大学は、全体の八九％であり、残り一％(八〇大学)が実施していない(平成一一～一九年中の実績)。また、自己点検・評価の実施結果を公表していない大学も二八大学存在する。

## 三 教育情報の公表を進める際の基本的な考え方

大学の教育情報の積極的な公表を進める観点として、次の二つをあげることができる。

第一に、社会的存在として、学生、保護者、社会一般に対し、教育に関する情報を公表し、説明責任を果たすことである。

大学は、学生や費用負担を負う保護者が大学に関する教育情報を得ることを可能とし、また、公益活動を担う社会的存在として社会に対する説明責任を果たすため、必要な教育情報を公表することが期待される。

第二に、大学の教育状況の積極的な公表・発信を通じて教育力の向上を図ることである。

各大学が、どのようなカリキュラムに基づいて、どのような知識・能力を身に付けさせることができるのか進学希望者等に分かりやすく公表する。あわせて、大学の特色ある教育活動も積極的に発信する。

この二つの観点に基づくならば、(既に公表が必須とされているものを含めると)次の事項の公表を進めていくことが考えられる。

- ①何を学ぶことができるのか
  - ②どのような学生が学んでいるのか
  - ③どのような組織なのか
  - ④どのような経済的枠組みとなっているのか
  - ⑤どのような学修支援・学習環境が提供されているのか
- なお、大学教育の国際競争力の向上の観点からも、教育情報の発信が推奨される。
- 海外からの優秀な学生を獲得し、また海外へ我が国の優秀な学生を送り出すために当該大学でどのような知識・能力を身に付けることができるのか海外からの留学生や海外の大学等に発信することが求められる。

#### 四 大学の教育情報の公表及び発信に関する支援策

##### (1) 大学設置基準等における規定の整備

説明責任を果たす上で公表が必要な教育に関する情報を大学設置基準等に位置付けることが考えられる。その際、設置基準の改正にあわせて、認証評価における評価基準について定める省令の見直しを行うことも課題となる。

##### (2) 中央教育審議会や関係団体等が策定するガイドライン

例えば、中教審が策定するガイドラインを参考に、認証評価団体や大学コンソーシアム等が、教育情報の公表・発信に関し具体的なガイドライン等を示すことも考えられる。また、各大学は、当該ガイドライン等を参照した上で、各大学の判断でさらに積極的な情報の公表・発信を進めることが重要である。

##### (3) 大学教育の情報を提供するためのデータベースの充実

諸外国では、米国の IPEDS のほか、近年、英国の *Universities UK* の「全国大学情報」等、大学の全国的な教育情報データベースの整備が進んでいる。これらは、大学教育に関する情報を入手と、大学間での比較を可能とするものであり、大学進学を目指す者をはじめ、広く社会にとって有益である上に、教育状況の積極的な公表・発信を通じて大学の教育力の向上を図る上で重要な役割を果たしている。

平成二〇年一月二月の「学士課程教育答申」でも「大学に関する基本的な情報発信については、アメリカの中等後教育総合データベース等、他の先進諸国の例を踏まえ、データベースの整備等について、遜色のないようにしていくことも求められる」とされている。

我が国も、大学による情報の公表・発信に関する上記検討を踏まえ、教育情報の整理と提供に関し既存の仕組みの活用を念頭に置きながら、大学教育の情報データベースについて検討を進めることが求められる。

##### (4) 大学教育の情報の発信を円滑に進めるための工夫

国内においては、大学の教育活動を実際に見ることができないオープンキャンパスなどの実施により、進学希望者等が大学そのものを体験できる機会を日常的に設けること、海外においては、大使館や留学で支援する団体等のホームページなどにリンクをすること等によって、積極的な発信を促すこと等の工夫が考えられる。

##### (参考) 財務・経営に関する情報の公開の検討

国立大学法人・公立大学法人に関しては、国立大学法人法・地方独立行政法人法において、業務方法書や中期計画の公表、財務諸表、事業報告書等を一般の閲覧に供することが規定されている。学校法人に関しては、私立学校法第四七条により、財産目録、収支計算書、事業報告書等を利害関係人の閲覧に供することが規定されている。

大学規模・大学経営部会においては、大学の設置者の財務・経営情報について、公開すべき情報項目等の具体的検討にあたり、①学校教育法に定める学校として、②公益を目的とする活動を行う法人・団体として、③公費が支出されている法人・団体としての公開の意義を踏まえ行う必要があると整理した。

また、教育研究活動やこれらに関する評価や、学生支援に関する情報の公開を行うこととしており、公開すべき内容の指針など具体的な検討を行うこととしており、今後、財務・経営に関する情報公開項目について検討が行われる際には、質保証システム部会の検討状況も踏まえつつ、整理する見込みである。

その際、財務・経営に関する情報公開は、設置形態（国公私）ごとの法体系により制度の整備がなされていることを踏まえ、実質的に国公私立大学が同一レベルで情報公開がなされることを期待される。

注1 第八回質保証システム部会（二〇二一年一〇月六日）資料一及び二を参照。

注2 第九回質保証システム部会（二〇二一年一月五日）資料一及び一

一を参照。